

# 令和5（2023）年度 高校生等奨学給付金（栃木県奨学のための給付金（公立）） 申請の手続き等について

栃木県では、授業料以外の教育費（※）の負担を軽減するため、一定の要件を満たす世帯に対し、「栃木県奨学のための給付金（公立）」を支給します。

（貸与ではないので返還不要です。）

※授業料以外の教育費（例示）… 教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費等

## ■ 1. 支給対象 ■

令和5（2023）年7月1日時点で、次の(1)～(3)の全てに該当する世帯の保護者等 です。

- (1) 保護者等（原則として父母）が栃木県内に住所を有すること
- (2) 公立の高等学校、高等専門学校（第3学年まで）等に在学する高校生等がいること
- (3) 次のいずれかに該当すること
  - ア) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）が措置されていること（以下、「生活保護受給世帯」という）
  - イ) 保護者等全員の令和5年度（令和4年所得分）の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であること（以下、「県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯」という）

### 【注意事項】

- ※ (1)に関して、「保護者等」とは、原則、親権者。親権者がいない場合は、未成年後見人、主たる生計維持者、生徒本人の順に「保護者等」に該当する。
- ※ (3) イ)に関して、課税証明書における県民税・市町村民税所得割が0円となっている場合のみならず、1～99円の場合も該当します。（100円未満は切り捨てにより非課税となるため。）
- ※ (3) イ)に関して、令和5（2023）年1月1日時点で保護者等（全員又は一部）が国外に在住していたため、課税証明書が取得できず、県民税・市町村民税所得割が確認できない場合は対象外です。
- ※ 高校生等が「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による措置費等の支弁対象であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合は対象外です。
- ※ 高校生等が7月1日時点において休学している場合は対象外です。ただし、当該年度の10月末日までに復学した場合には対象となります。（この場合、支給の判断基準日は7月1日です。）

## ■ 2. 高校生等一人当たりの支給金額（年額） ■

区分番号	世帯区分		支給額
①	生活保護受給世帯に扶養されている高校生等（高等学校等専攻科（以下「専攻科」）に通う生徒は除く。）		32,300円
②	県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯に扶養されている高校生等	通信制又は専攻科	50,500円
③		第1子	117,100円
④		全日制定時制 第2子以降 ア 2人目以降※ <sup>1</sup> イ 世帯に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる※ <sup>2</sup> ウ 世帯に②（通信制又は専攻科）に該当する兄弟姉妹がいる	143,700円

※1 県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯に扶養されている2人目以降の高校生等  
複数の高校生等を扶養する世帯における③、④の区分は、必ずしも「兄・姉」が③、「弟・妹」が④に限定されるものではなく、いずれか1人については③の区分とし、その他の者については④の区分となります。同様に、双子もしくは三つ子以上の場合、「兄・姉」と「弟・妹」の別を問わず、1人については③の区分、その他の者については④の区分となります。

※2 県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯に扶養されている15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等

15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹の年齢については、認定基準日（7月1日）における年齢で判断します。

## ■ 3. 支給の申請 ■



給付金の支給には申請が必要です。

支給申請書（別記様式第1号（その1）又は（その2））に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、持参又は郵送で提出してください。（県内の高等学校等に複数の高校生等がいる場合は、それぞれの高等学校等に申請してください。）

在籍する学校	提出先	提出期限
① <u>栃木県内</u> の高等学校等	<u>在学する高等学校等</u>	学校の指定する日
② <u>栃木県外</u> の高等学校等		
(ア) <u>隣接県協定の該当校</u>	<u>在学する高等学校等</u>	学校の指定する日
(イ) (ア)以外	栃木県教育委員会事務局教育政策課 企画調整担当 〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田 1-1-20 (TEL:028-623-3354)  *持参する場合 栃木県本町合同ビル（宇都宮市本町3-9）4階 教育政策課の窓口まで（8:30~17:15）	9月15日 (消印有効)

\* 申請添付書類一覧（申請書に添付してください。）

区分 番号	世帯区分	所得の確認 書類	扶養の確認書類	在学の 確認書類	給付金の 支給口座の 確認書類	その他
①	生活保護受給世帯	生活保護 受給 証明書【注ア】	なし			
② ③ ④	県民税・市町村民税 所得割が非課税である世帯	県民税・ 市町村民税 課税（非課 税）証明書 等【注イ】  又は  個人番号カ ードの写し （専攻科に 通う生徒は 不可）【注ウ】  （保護者等 全員分）	健康保険証の 写し【注エ】  （対象となる高校 生等が全日制、又 は定時制で、かつ、 15歳以上（中学生 を除く）23歳未満 の兄弟姉妹がいる 場合は、対象とな る高校生等を含む 該当者全員分）  ※上記に該当しな い場合は、健康保 険証の提出は不 要。	在学証明 書【注オ】  （県内高 校、隣接 県協定該 当校は 不要）	口座届出書 及び 通帳の写し 【注カ】	個人対象 要件証明 書 （専攻科に 通う生徒の み。）【注キ】  委任状 （栃木県内 の県立高等 学校生徒の み。ただし、 学校徴収金 に未納がな い場合は不 要）【注ク】

【注意事項】

- (ア) 7月1日以降の発行日のもの。  
生業扶助（高等学校等就学費）の受給中であることを証明できるもの。
- (イ) 令和5年度（令和4年所得分）の県民税・市町村民税所得割が非課税である旨を確認できるもの。  
県内高校に在学している場合は、原則として添付不要です。

※ただし、授業料無償判定のための届出書（7月提出・「保護者等の収入の状況に関する事項」に係る届出書）に添付する課税（非課税）証明書等を、父（母）が他方の扶養に入っているとして省略した場合は、省略した方の課税（非課税）証明書等を添付する必要があります。

- (ウ) 個人番号カードの写しは、保護者等全員分が必要ですが、授業料無償判定のための届出書にマイナンバー関係書類を添付している場合は、その分の提出は不要です。また、申請者が持参又は郵送にて提出する場合は本人確認書類の提出が必要です。
- (エ) 次の場合は、健康保険証の提出は不要です。
  - ① 対象となる高校生等以外に、15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がない場合
  - ② 対象となる高校生等が通信制に在籍している場合
- (オ) 県内の高等学校、隣接県の茨城県・群馬県・埼玉県高等学校に在学している場合は添付不要です。
- (カ) 口座届出書は、別添のとおりです。原則として申請者（保護者等）名義の口座にしてください。名義、店番号、口座番号が分かる通帳のページの写しを一緒に提出してください。
- (キ) 当該生徒が専攻科支援金を受給していない場合でも、専攻科の生徒への修学支援事業の補助要件を満たすかどうかについて確認するため提出してください。

- (ク) 栃木県内の県立高等学校に在籍する高校生の保護者で、学校徴収金に未納がある場合に、給付金を未納分に充当することを学校長に委任するものです。学校の指示により御提出願います。

## ■ 4. 支給の方法等 ■

申請された内容を審査し、支給決定の通知を送付します。（12月上旬～下旬予定）

給付金の支給は、12月下旬～1月中旬を予定しており、口座届出書に記載された口座に振り込みます。

（不明な点がある場合などは、必要に応じて申請内容の確認を行い、修正または追加資料の提出を求めることがあります。）

## ■ 5. 申請書記入上の注意 ■

申請書記入に当たっては、記入例や「記入上の注意」を十分に参照の上、記入してください。

## ■ 6. 留意事項 ■

- ア 高校生等が、過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）及び専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、給付金の受給資格はありません。
- イ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。

お問い合わせ先

**栃木県教育委員会事務局 教育政策課 企画調整担当**

**電話 028-623-3354（平日：8:30～17:15）**

別記様式第1号-1 (その1)

年 月 日

栃木県教育委員会

様

栃木県奨学のための給付金（公立）支給申請書

次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、栃木県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は栃木県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

栃木県奨学のための給付金（公立）の支給を申請します。

以下の空欄に申請者（保護者等）が署名してください。（※印のところは、該当のものを○で囲んでください。）

申請者住所 (保護者)	〒	ふりがな	
	TEL ( )	申請者氏名 (保護者)	
高校生等との関係	※ 親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者 本人・その他 ( )		
申請内容の 確認が必要な場合	※ 対象高校生等を介してよい・申請者に直接確認 連絡先TEL ( )		

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

【対象となる高校生等について】 ※印のところは、該当のものを○で囲んでください。

ふりがな			生年月日	昭和	年	月	日			
氏名				平成						
在学する 学校	学校の名称	※ 国立・県立・市立								
		※ 全日制・定時制・通信制・専攻科 ( ) 科 ( ) 学年								
	学校の所在地	都道府県	市区 町村							
	学校設置者の 名称									
過去の高等学校等 における在学期間	学校名	立	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数					
			～ 年 月 日		なし	1回	2回	3回	4回	不明
					<input type="checkbox"/>					
	学校名	立	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数					
			～ 年 月 日		なし	1回	2回	3回	4回	不明
					<input type="checkbox"/>					

【支給を申請する区分について】 該当するもの一つを選択してください。（該当する□にレ印を付けてください。）

	世帯区分	学校区分等	支給額（年額）	
<input type="checkbox"/>	① 生活保護受給世帯	全日制・定時制・通信制	32,300円	
<input type="checkbox"/>	② 道府県民税所得割・市町 村民税所得割が非課税で ある世帯（生活保護受給 世帯を除く。）	通信制・専攻科	50,500円	
<input type="checkbox"/>	③ 道府県民税所得割・市町 村民税所得割が非課税で ある世帯（生活保護受給 世帯を除く。）	全日制 ・ 定時制	下記の場 合以外 の高校 生等	117,100円
<input type="checkbox"/>	④ 道府県民税所得割・市町 村民税所得割が非課税で ある世帯（生活保護受給 世帯を除く。）	全日制 ・ 定時制	扶養され ている 2人目 以降の 高校 生等 又は扶 養され ている 15歳 （中 学生 を除 く。） 以上 23歳 未 満の 兄弟 姉妹 が い る 世 帯 の 高 校 生 等	143,700円

(裏面へ続く)

別記様式第1号-2 (その1)

【保護者等(専攻科の場合は生計維持者)の収入の状況について】(該当する□にレ印を付けてください。)

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出します。

生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書(生活保護受給証明書等)

(2) 次の者の課税証明書等を提出します。

①	<input type="checkbox"/>	<b>親権者(両親)2名分</b> <b>【または生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)2名分 ※】</b> ※対象となる生徒が専攻科の生徒や在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合を指す。
②	<input type="checkbox"/>	<b>親権者1名分</b> (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等 ・(専攻科のみ)満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は④又は⑤のいずれかの□にレ印を付けてください。
③	<input type="checkbox"/>	<b>未成年後見人( )名分</b> ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合、その者を除く。
④	<input type="checkbox"/>	<b>主たる生計維持者1名分</b> ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	<b>生徒本人</b> ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

※(2)及び(3)に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

私の世帯は、7月1日現在、対象となる高校生等、又は、対象となる高校生等を含む下記の者を扶養しており、また生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助は受給していません。

【扶養親族等の状況について】(申請区分番号②、③、④に該当する場合のみ記入してください。)

「15歳(中学生を扶養親族を除く)以上23歳未満」	続柄	氏名	生年月日	職業・学校名・学年等	給付金の申請の有無	課程	備考	
						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	

※「続柄」欄は、対象となる高校生等を基準としてください。

## 記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」の別を記入してください。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
  - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
  - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
  - ③法人である未成年後見人
  - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
  - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (1)に該当する場合は、7月1日現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書（生活保護受給証明書）を提出してください。
- ハ (2)②に該当するとするときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。  
 (2)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、(2)④及び⑤並びに(3)の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ニ (2)①又は③に該当するときは、保護者全員の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付してください。
- ホ (2)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の所得に関する書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。  
 （注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【生計維持者の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 生計維持者とは、
  - ①生徒に父母がいる場合  
 当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）
  - ②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の(1)～(4)に掲げる者である場合  
 当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。
- (1) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者

(2) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者

(3) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者

(4) そのほか、社会的養護が必要と認められる者

ロ 令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した生徒については、「生計維持者」とあるのは、「令和4年3月31日以前の保護者等」とします。

ハ 【生計維持者の収入の状況について】(2)①に該当するときは、父母全員の課税証明書等を添付してください。

ニ 【生計維持者の収入の状況について】(2)②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。

(2)②の「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合は該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課税証明書等を添付できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、(2)④又は⑤のうちいずれか該当するものを選択してください。

ホ 【生計維持者の収入の状況について】(2)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類(生徒の健康保険証等の写し等)を添付してください。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

【扶養親族の状況について】の欄は、次によって記入してください。

15歳(中学生は除く。)以上23歳未満の被扶養者については、扶養を確認出来る書類(健康保険証等の写し等を添付してください)。

#### 留意事項

イ 過去に国公立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。

ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高中生等を除く)が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



別記様式第1号-2 (その1)

【保護者等(専攻科の場合は生計維持者)の収入の状況について】(該当する口にレ印を付けてください。)

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出します。

生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書(生活保護受給証明書等)

(2) 次の者の課税証明書等を提出します。

①	<input checked="" type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 【または生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)2名分 ※】 ※対象となる生徒が専攻科の生徒や在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合を指す。
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分(親権者が、一時的に親権を行使しない場合) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情により親権を行使しない場合、 ・(専攻科のみ)満18歳となる日の前日までのほか社会的養護が必要と認められる場合等
③	<input checked="" type="checkbox"/>	※親権者 未成年後見人( )名分 ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 ※未成年後見人が法人である場合又は財産管理人である場合
④	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

控除対象配偶者に該当し、就学支援金申請時に親権者1名分のみ提出した場合でも、2名分の証明書が必要です。  
高等学校等在学中に成人(満18歳)を迎えたが、未成年時の時と生計維持者(未成年時は親権者(両親2名))に変更が無い場合は①を選択。

高等学校等在学中に成人(満18歳)を迎えたが、未成年時の時と生計維持者(未成年時は親権者(1名))に変更が無い場合は④を選択。

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

○所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

※(2)及び(3)に該当する場合は、下記内容を確認の上、口にレ点を付けてください。

私の世帯は、7月1日現在、対象となる高校生等、又は、対象となる高校生等を含む下記の者を扶養しており、また生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助は受給していません。

【扶養親族等の状況について】(申請区分番号②、③、④に該当する場合のみ記入してください。)

続柄	氏名	生年月日	職業・学校名・学年等	給付金の申請の有無	課程	備考
「15歳(中学生を除く)以上23歳未満」 扶養親族	兄	栃木 進	H16.6.4	〇〇大学1年	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外
	兄	栃木 歩	H18.7.3	▽▽高校2年	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外
	本人	栃木 学	H19.5.5	〇〇高校1年	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外

対象となる高校生等を含めた、7月1日現在、15歳以上(中学生を除く。)23歳未満の扶養親族について記入。各人の健康保険証の写しを添付。

※「続柄」欄は、対象となる高校生等を基準としてください。

別記様式第1号-1 (その2)

年 月 日

栃木県教育委員会

様

栃木県奨学のための給付金（公立）支給申請書

次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、栃木県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は栃木県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

栃木県奨学のための給付金（公立）の支給を申請します。

以下の空欄に申請者（保護者等）が署名してください。（※印のところは、該当のものを○で囲んでください。）

申請者住所 (保護者)	〒	ふりがな	
	TEL ( )	申請者氏名 (保護者)	
高校生等との関係	※ 親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者本人・その他( )		
申請内容の確認が必要な場合	※ 対象高校生等を介してよい・申請者に直接確認連絡先TEL ( )		

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

【対象となる高校生等について】 ※印のところは、該当のものを○で囲んでください。

ふりがな			生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏名							
在学する学校	学校の名称	※ 国立・県立・市立					
		※ 全日制・定時制・通信制・専攻科( )科( )学年					
	学校の所在地	都道府県	市区町村				
	学校設置者の名称						
過去の高等学校等における在学期間	学校名立	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
	学校名立	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			

【支給を申請する区分について】 該当するもの一つを選択してください。（該当する□にレ印を付けてください。）

	世帯区分	学校区分等	支給額（年額）
<input type="checkbox"/>	① 生活保護受給世帯	全日制・定時制・通信制	32,300円
<input type="checkbox"/>	② 道府県民税所得割・市町村民税所得割が非課税である世帯（生活保護受給世帯を除く。）	通信制・専攻科	50,500円
<input type="checkbox"/>	③ 道府県民税所得割・市町村民税所得割が非課税である世帯（生活保護受給世帯を除く。）	全日制・定時制 下記の場合以外の高校生等	117,100円
<input type="checkbox"/>	④ 道府県民税所得割・市町村民税所得割が非課税である世帯（生活保護受給世帯を除く。）	全日制・定時制 扶養されている2人目以降の高校生等又は扶養されている15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹がいる世帯の高校生等	143,700円

(裏面へ続く)

別記様式第1号-2 (その2)

【保護者等(専攻科の場合は生計維持者)の収入の状況について】(該当する□にレ印を付けてください。)

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出します。

生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書(生活保護受給証明書等)

(2) 次の者の個人番号カードの写し等(個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書等)を提出します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 【または生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)2名分 ※】 ※対象となる生徒が専攻科の生徒や在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合を指す。
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を提出できない場合等 ・(専攻科のみ)満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は④又は⑤のいずれかの□にレ印を付けてください。
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人( )名分 ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く
④	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合等

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

※(2)に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

私の世帯は、7月1日現在、対象となる高校生等、又は、対象となる高校生等を含む下記の者を扶養しており、また生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助は受給していません。

※個人番号カードの写し等を提出する保護者等(専攻科の場合は生計維持者)の氏名及び高校生等との続柄を記入してください。

(ふりがな) 氏名	生徒との 続柄	(ふりがな) 氏名	生徒との 続柄

※上記保護者等(専攻科の場合は生計維持者)のその年の1月1日現在の市区町村までの住所を記入してください。

都 道	市 区	都 道	市 区
府 県	町 村	府 県	町 村

※対象となる高校生等が栃木県立高等学校に在籍する場合は、下記内容を確認の上、□にレ点をつけてください。(これにより、マイナンバー確認書類の提出は不要となります。)

私(及び )は、奨学のための給付金の申請に当たり、対象となる高校生等の高等学校等就学支援金の申請の際に提出した保護者等のマイナンバーを利用し、地方税関係情報を取得することに同意します。

【扶養親族等の状況について】(申請区分番号②、③、④に該当する場合のみ記入してください。)

「15歳(中学生を扶養親族を除く)以上23歳未満」	続柄	氏名	生年月日	職業・学校名・学年等	給付金の申請の有無	課程	備考
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	

※「続柄」欄は、対象となる高校生等を基準としてください。

## 記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」の別を記入してください。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
  - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
  - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
  - ③法人である未成年後見人
  - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
  - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (1)に該当する場合は、7月1日現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書（生活保護受給証明書）を提出してください。
- ハ (2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。  
(2)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、(2)④及び⑤の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ニ (2)①又は③に該当するときは、保護者全員の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付してください。
- ホ (2)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の所得に関する書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【生計維持者の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 生計維持者とは、
  - ①生徒に父母がいる場合  
当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）
  - ②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（1）～（4）に掲げる者である場合、当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。
    - （1）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者

(2) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者

(3) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者

(4) そのほか、社会的養護が必要と認められる者

ロ 令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した生徒については、「生計維持者」とあるのは、「令和4年3月31日以前の保護者等」とします。

ハ 【生計維持者の収入の状況について】(2)①に該当するときは、父母全員の個人番号カードの写し等を添付してください。

ニ 【生計維持者の収入の状況について】(2)②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。

(2)②の「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合は該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の個人番号カードの写し等を添付できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、(2)④又は⑤のうちいずれか該当するものを選択してください。

ホ 【生計維持者の収入の状況について】(2)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の個人番号カードの写し等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

【扶養親族等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

15歳（中学生は除く。）以上23歳未満の扶養者については、扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

#### 留意事項

イ 都道府県が最新の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額を個人番号を利用して確認します。

ロ 「個人番号」とは行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。

ハ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。

ニ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ホ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

栃木県教育委員会

様

栃木県奨学のための給付金（公立）支給申請書

次の4点を確認の上、口にし点を付けてください。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、栃木県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は栃木県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

栃木県奨学のための給付金(公立)の支給を申請します。

以下の空欄に申請者（保護者等）が署名してください。（※印のところは、該当のものを○で囲んでください。）

申請者住所 (保護者)	〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 栃木ハイツ203号 TEL 028 ( 623 ) 3356	ふりがな とちぎ いちろう	申請者氏名 (保護者) 栃木 一郎
高校生等との関係	※ 親権者 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親本人 ・ その他 ( )	日中、連絡の取れる電話番号を記載。	
申請内容の確認が必要な場合	※ 対象高校生等を介してよい ・ 申請者に直接確認 連絡先TEL 090 (●●●●) ●●●●		

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

【対象となる高校生等について】 ※印のところは、該当のものを○で囲んでください。

ふりがな	とちぎ すすむ	生年月日	昭和 19 年 6 月 6 日 平成
氏名	栃木 奨		
在学する学校	学校の名称	栃木県立〇〇高等学校 ※ 国立 ・ 県立 ・ 市立	
	学校の所在地	※ 全日制 ・ 定時制 ・ 通信制 ・ 専攻科 ( ) ( ) ( 学年 ) 栃木 都道府県 〇〇〇 市区町村 ▲▲町 1-1-1	
	学校設置者の名称	栃木県	
過去の高等学校等における在学期間	学校名 立	年月日 ~ 年月日	学校の種類・課程・学科 在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	学校名 立	過去に在籍した高校がある場合記入してください	学校の種類・課程・学科 在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

【支給を申請する区分について】 該当するもの一つを選択してください。（該当する口にし印を付けてください。）

世帯区分	学校区分等	支給額（年額）
<input type="checkbox"/> ① 生活保護受給世帯	全日制・定時制・通信制	32,300円
<input type="checkbox"/> ② 道府県民税所得割・市町村民税所得割が非課税である世帯		0円
<input type="checkbox"/> ③ 道府県民税所得割・市町村民税所得割が非課税である世帯（生活保護受給世帯を除く。）	定時制 下記の場合以外の高校生等	117,100円
<input checked="" type="checkbox"/> ④ 道府県民税所得割・市町村民税所得割が非課税である世帯（生活保護受給世帯を除く。）	全日制・定時制 扶養されている2人目以降の高校生等又は扶養されている15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹がいる世帯の高校生等	143,700円

(裏面へ続く)

別記様式第1号-2 (その2)

【保護者等(専攻科の場合は生計維持者)の収入の状況について】(該当する□にレ印を付けてください。)

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出します。

生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書(生活保護受給証明書等)

(2) 次の者の個人番号カードの写し等(個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書等)を提出します。

①	<input checked="" type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 【または生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)2名分 ※】 ※対象となる生徒が専攻科の生徒や在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合を指す。
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分(親権者が、一時的に親権を行う児童相 ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを 合等 ・(専攻科のみ)満18歳となる日の前日において里親 そのほか社会的養護が必要と認められる場合は④又は
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人( )名分 ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任さ ※未成年後見人が法人である場合又は財産に 除く
④	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

控除対象配偶者に該当し、就学支援金申請時に親権者1名分のみ提出した場合でも、2名分の証明書が必要です。  
高等学校等在学中に成人(満18歳)を迎えたが、未成年時の時と生計維持者(未成年時は親権者(両親2名))に変更が無い場合は①を選択。

高等学校等在学中に成人(満18歳)を迎えたが、未成年時の時と生計維持者(未成年時は親権者(1名))に変更が無い場合は④を選択。

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

(※(2)に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。)

私の世帯は、7月1日現在、対象となる高校生等、又は、対象となる高校生等を含む下記の者を扶養しており、また生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助は受給していません。

※個人番号カードの写し等を提出する保護者等(専攻科の場合は生計維持者)の氏名及び高校生等との続柄を記入してください。

(ふりがな) 氏名	生徒との続柄	(ふりがな) 氏名	生徒との続柄
とちぎ いちろう 栃木 一郎	父	とちぎ たまえ 栃木 給恵	母

※上記保護者等(専攻科の場合は生計維持者)のその年の1月1日現在の市区町村までの住所を記入してください。

栃木 都 道 府 県 宇都宮 市 区 町 村	栃木 都 道 府 県 宇都宮 市 区 町 村
------------------------	------------------------

※対象となる高校生等が栃木県立高等学校に在籍する場合は、下記内容を確認の上、□にレ点をつけてください。(これにより、マイナンバー確認書類の提出は不要となります。)

私(及び 栃木 給恵)は、奨学のための給付金の申請に当たり、対象となる高校生等の高等学校等就学支援金の申請の際に提出した保護者等のマイナンバーを申請者以外で(2)に該当する者全員を記入してください。

【扶養親族等の状況について】(申請区分番号②、③、④に該当する場合のみ記入してください。)

続柄	氏名	生年月日	職業・学校名・学年等	給付金の申請の有無	課程	備考
姉	栃木 のぞみ	H16.8.4	〇〇大学1年	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
姉	栃木 かなえ	H18.9.3	▽▽高校2年	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
本人	栃木 奨	H19.6.6	〇〇高校1年	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
					<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 上記以外	

対象となる高校生等を含めた、7月1日現在、15歳以上(中学生を除く。)23歳未満の扶養親族について記入。各人の健康保険証の写しを添付。

※「続柄」欄は、対象となる高校生等を基準としてください。

## 扶養親族等健康保険証（写）提出台紙

（対象となる高校生等（生徒本人）分貼付欄）

個人情報保護のため、保険証の  
被保険者等記号・番号を塗りつぶす  
等の処理をしてください。

給付金申請者（親権者）と健康保険被保険者又は  
国民健康保険世帯主が異なる場合

生徒本人から見た続柄

「15歳（中学生を除く）以上23歳未満兄弟姉妹（扶養親族）分貼付欄」

※別紙「栃木県奨学のための給付金（公立）支給申請書」の【扶養親族等の状況について】の欄に記入した兄弟姉妹分を、全て添付してください。

※保険証等の添付がなく、扶養状況が確認出来ない場合は、奨学のための給付金が支給されません。

生活保護受給者証明書を提出する場合は、提出不要です。

## マイナンバー提出台紙作成方法

- ① 生徒名等を記入してください。
- ② 必ずマイナンバーを提出する方(保護者等)が記入してください。
- ③ □のいずれか1箇所に「✓」を付けてください。
- ④ ③の□に「✓」を付けた提出書類をのりでしっかりと貼り付けてください。  
※ マイナンバーが記載された住民票を提出する場合は、貼り付けはせず、提出用封筒にマイナンバーが記載された住民票を同封してください。
- ⑤ 所在地情報の秘匿を希望される場合には、□に「○」を付けてください。
- ⑥ ②～⑤の作成方法と同様に、保護者等(2人目)についても作成してください。  
※ 保護者等が1人の場合は、記載不要です。

マイナンバー提出台紙			
①	年	組	番
			生徒氏名
保護者等(1人目)			
<small>高等学校等就学支援金、県立高等学校学び直し支援金、奨学のための給付金、高等学校等修学資金、定時制・通信制修学奨励費の事務手続のために、上記生徒の在学期間中、栃木県教育委員会が私のマイナンバーを利用し、地方税関係情報を取得することに同意します。</small>			
②	保護者等氏名 (自署)	生徒との続柄	
<small>マイナンバーの確認のため、以下の□のいずれか1箇所に✓を付け、該当書類を提出してください。</small>			
③	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード(裏面)のコピー <input type="checkbox"/> マイナンバー通知カードのコピー(住民票の記載内容と一致している場合に限り有効) <input type="checkbox"/> マイナンバーが記載された住民票原本		④
			保護者等(1人目)の個人番号カード(裏面)又は通知カードのコピー貼付欄  ※のりやテープでコピーがはがれないように貼り付けてください ※住民票は、切り貼りせずにこの台紙といっしょに御提出ください
<small>マイナンバー制度では、DV・虐待等の被害を受けて避難されている方は、その所在に関する情報(所在の都道府県名又は市町村名)を秘匿することが可能です。秘匿を希望される方は、右の太線枠内に「○」を付けてください。</small>			
			⑤
保護者等(2人目) ※保護者等が1人の場合は、記載不要です。			
<small>高等学校等就学支援金、県立高等学校学び直し支援金、奨学のための給付金、高等学校等修学資金、定時制・通信制修学奨励費の事務手続のために、上記生徒の在学期間中、栃木県教育委員会が私のマイナンバーを利用し、地方税関係情報を取得することに同意します。</small>			
⑥	保護者等氏名 (自署)	生徒との続柄	
<small>マイナンバーの確認のため、以下の□のいずれか1箇所に✓を付け、該当書類を提出してください。</small>			
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード(裏面)のコピー <input type="checkbox"/> マイナンバー通知カードのコピー(住民票の記載内容と一致している場合に限り有効) <input type="checkbox"/> マイナンバーが記載された住民票原本			保護者等(2人目)の個人番号カード(裏面)又は通知カードのコピー貼付欄  ※のりやテープでコピーがはがれないように貼り付けてください ※住民票は、切り貼りせずにこの台紙といっしょに御提出ください
<small>マイナンバー制度では、DV・虐待等の被害を受けて避難されている方は、その所在地に関する情報(所在の都道府県名又は市町村名)を秘匿することが可能です。秘匿を希望される方は、右の太線枠内に「○」を付けてください。</small>			
			⑤
【学校が記入】 学校受付日 年 月 日			

### 【注意事項】

- 保護者等全員分(保護者等が両親の場合は、両親分)を提出してください。
- 離婚などにより親権者が1人の場合は、親権者1名分を提出してください。
- 親権者がいない場合には、生徒を扶養している方1名分を提出してください。
- 生徒が成人で、自ら生計を立てている場合には、生徒本人分を提出してください。
- 上記のいずれにも該当しない場合には、事務室に御確認ください。

## マイナンバー提出台紙

年	組	番	生徒氏名	
---	---	---	------	--

## 保護者等(1人目)

高等学校等就学支援金、県立高等学校学び直し支援金、奨学のための給付金、高等学校等修学資金、定時制・通信制修学奨励費の事務手続のために、上記生徒の在学期間中、栃木県教育委員会が私のマイナンバーを利用し、地方税関係情報を取得することに同意します。

保護者等氏名 (自署)		生徒との続柄	
----------------	--	--------	--

マイナンバーの確認のため、以下の□のいずれか1箇所には✓を付け、該当書類を提出してください。

マイナンバーカード(裏面)のコピー



マイナンバー通知カードのコピー(住民票の記載内容と一致している場合に限り有効)



マイナンバーが記載された住民票原本

保護者等(1人目)の  
個人番号カード(裏面)又は  
通知カードのコピー貼付欄

※のりやテープでコピーがはがれない  
ように貼り付けてください  
※住民票は、切り貼りせずにこの台紙  
といっしょに御提出ください

マイナンバー制度では、DV・虐待等の被害を受けて避難されている方は、その所在地につながる情報(所在の都道府県名又は市町村名)を秘匿することが可能です。  
秘匿を希望される方は、右の太線枠内に「○」を付けてください。

## 保護者等(2人目)

※保護者等が1人の場合は、記載不要です。

高等学校等就学支援金、県立高等学校学び直し支援金、奨学のための給付金、高等学校等修学資金、定時制・通信制修学奨励費の事務手続のために、上記生徒の在学期間中、栃木県教育委員会が私のマイナンバーを利用し、地方税関係情報を取得することに同意します。

保護者等氏名 (自署)		生徒との続柄	
----------------	--	--------	--

マイナンバーの確認のため、以下の□のいずれか1箇所には✓を付け、該当書類を提出してください。

マイナンバーカード(裏面)のコピー



マイナンバー通知カードのコピー(住民票の記載内容と一致している場合に限り有効)



マイナンバーが記載された住民票原本

保護者等(2人目)の  
個人番号カード(裏面)又は  
通知カードのコピー貼付欄

※のりやテープでコピーがはがれない  
ように貼り付けてください  
※住民票は、切り貼りせずにこの台紙  
といっしょに御提出ください

マイナンバー制度では、DV・虐待等の被害を受けて避難されている方は、その所在地につながる情報(所在の都道府県名又は市町村名)を秘匿することが可能です。  
秘匿を希望される方は、右の太線枠内に「○」を付けてください。

【学校が記入】学校受付日 年 月 日

# 栃木県奨学のための給付金（公立） 受領口座届出書

年 月 日

栃木県教育委員会 様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

申請者(保護者)

電話番号 \_\_\_\_\_

※ 受領口座は、申請者(保護者)本人名義の口座とすること。

金融機関名 ・ 店舗名	銀行									支店
預金種別 ※どちらかに○ ・普通 ・当座	口座番号									
口座名義人 ※申請者本人名義 ※上段左から カタカナで記入										

※ 上記内容が分かる通帳のページの写しを添付すること。

通帳のページの写し貼付欄

年 月 日

栃木県教育委員会 様

## 委任状

私が支給を受ける栃木県奨学のための給付金（公立）を学校徴収金に充てることについて、学校長に委任することを了承します。

### ○委任者【申請者（保護者等）】

住 所	〒 ー	ふりがな	
		氏 名	
電話番号			

### ○対象生徒

学 校 名	高等学校	学年・組	年 組
生徒氏名			

**専攻科のみ提出**

個人対象要件証明書

下記の者は、 年7月1日現在、以下のとおりであることを証明します。

氏 名	(ふりがな)			
	姓		名	
学校名 課程・学科等名			学 年	

(該当する方に✓をすること)

- 以下のア～ウのいずれかに該当します。(ア～ウのうち該当するものに○を付すこと)
- 以下のア～ウのいずれにも該当しません。

- ア 退学、停学（三か月以上）の処分を受けた者
- イ 前年度における習得単位数が当校の定める当該年度の標準習得単位数の5割以下の者
- ウ 前年度における出席率が5割以下の者

<p>※ア～ウのいずれかに該当する者で、災害、疾病その他のやむを得ない事由がある場合は、以下に具体的な状況を記載すること。</p>

年 月 日

高等学校専攻科

学校長

印